

# 令和6年度 第10回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年9月26日(木) 午前10時から10時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- |         |      |       |         |      |  |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 小松哲也  |         |      |  |
|         | 委員   | 中本久美子 |         |      |  |
|         | 委員   | 細田耕治  |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 山本雅美  | 次長兼給与課長 | 灘尾幸三 |  |
|         | 任用課長 | 尾田聡子  | 係長      | 浅田瑞生 |  |
|         | 係長   | 山口玲夏  | 係長      | 河崎卓哉 |  |
|         | 主事   | 小谷健太  | 主事      | 蓮佛藍子 |  |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

議案第1号 選考により採用する職に係る承認について(学芸員)

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

選考により採用する職(学芸員)に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

#### 1 申請理由

- (1) 申請のあった職 学芸員(植物担当)
- (2) 採用予定者数 1名
- (3) 申請理由

- ・ 県立博物館学芸課において、学芸課長(元昆虫担当の学芸員)が令和6年度末で退職する予定であるため学芸員を採用するもの。
- ・ 昆虫担当の学芸員は、現学芸課長の後任として令和3年度に採用しているため、今回は、1年後に暫定再任用上限年齢に達する植物担当の学芸員の後継者となるよう植物を担当する者を採用する。
- ・ 今回採用する職員は、植物に関する分野についての専門的な知識と研究する能力が必要であり、職務内容の特殊性からも教育委員会において適材を選考することとしたい。

#### 2 採用予定日

令和7年4月1日

### 3 能力実証の方法

教育委員会において選考試験を実施

#### (1) 受験資格

ア 年齢要件 昭和50年4月2日以降生まれの者（49歳以下）

イ 資格・免許

次の①及び②をいずれも満たす方

①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院を卒業（修了）した人又は令和7年3月31日までに卒業（修了）する見込みの人

②植物（菌類、藻類、地衣類等も含む）の分類若しくは生態に関する分野に関する研究実績がある人

※研究実績の有無については論文審査に提出された論文の内容により判断する。

#### (2) 試験内容

ア 第1次試験

論文審査：これまでの研究実績等に関する論文審査

イ 第2次試験

論文試験：鳥取県立博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

#### (3) 試験実施スケジュール（予定）

10月 1日（火） 募集開始

11月15日（金） 募集〆切：第1次試験（論文）提出期限

12月 6日（金） 第1次試験合格発表

12月16日（月） 第2次試験

12月24日（火） 最終合格発表

### 4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

## 六 次回人事委員会の開催

令和6年10月3日（木）午前10時00分から開催することとした。